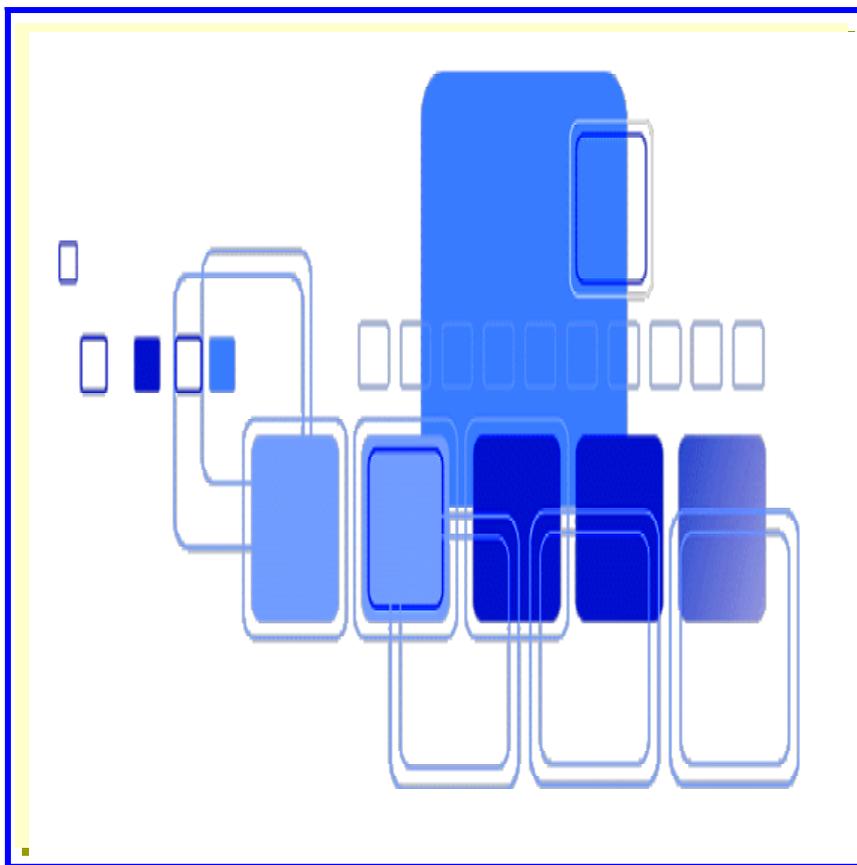


幼稚園から高等学校までの特別 支援教育体制の整備をめざして



平成20年3月

鹿児島県教育委員会

は じ め に

平成19年4月1日に改正学校教育法が施行され、「特別支援教育」が法的に位置付けられました。これにより、従来の「特殊教育」の対象ではなかった通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対し、その教育的ニーズに応じて「障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う」ことが義務付けられました。幼稚園から高等学校までのすべての学校において、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒への適切な教育が求められています。

国は、この制度改革に先んじて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する適切な教育的支援のための支援体制をすべての学校で整備することをめざし、平成15年度から「特別支援教育推進体制モデル事業」及び「特別支援教育体制推進事業」を全都道府県に委嘱して実施してきました。本県においても、事業推進地域を順次拡大し、まず、公立小・中学校における校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、巡回相談の実施などの支援体制の整備を進めてきました。また、18年度から事業対象に幼稚園、高等学校を加え、本年度は、「幼稚園から高等学校までのすべての学校における支援体制の整備」に本格的に着手しました。

その結果、小・中学校ではシステム上の支援体制が整備され、今後、その機能化を図りながら、個別の指導計画等の作成により特別な支援を要する児童生徒への指導・支援を充実させることが求められています。また、本年度から本格的な取組が始まった幼稚園及び高等学校については、教職員の研修の充実を図りながら、全園・校において組織的な支援体制の整備を進めることが求められています。そして、このような各学校段階での課題解決を図りつつ、発達障害等のある幼児児童生徒がどこの学校に在籍あるいは進学しても、適切な支援が確実に継続されるようなシステムをつくっていくことが課題になります。

このようなことから、今回、県教育委員会では、特別支援教育の手引3「幼稚園から高等学校までの特別支援教育体制の整備をめざして」を作成しました。本冊子は、本県における支援体制整備の実態を踏まえながら、幼稚園から高等学校までのすべての学校において、今後どのような取組を進めていけばよいかを中心に、事例を交えながら述べてあります。また、幼稚園から高等学校までの長い期間における支援の一貫性や充実を図るためには、各学校段階での発達段階や指導体制などの特性を踏まえ、実態やニーズにこたえる形で内容を構成する必要があると考え、各学校種ごとの編集にしました。

各学校等においては、現在の支援体制整備状況を御確認いただきながら、本冊子を特別支援教育を更に推進していく上での一助にいただければと願っております。また、自校種の章だけでなく、他校種編もぜひ御一読いただき、各学校段階での取組状況や今後の方向性などについて参考にしていただければと思います。

最後になりましたが、本冊子の作成に当たり、多大な御協力をいただきました鹿児島市教育委員会及び県総合教育センター特別支援教育研修課をはじめ、実践事例を提供いただきました学校の関係者に心から感謝の意を表します。

平成20年3月

鹿児島県教育庁義務教育課長 黄地吉隆

目 次

第Ⅰ章 共通理論編

- | | | |
|---|-----------------------------|-----|
| 1 | 幼稚園から高等学校までの特別支援教育体制整備の考え方 | 1 p |
| 2 | 個別の教育支援計画の策定・活用による一貫した支援の促進 | 4 |
| 3 | 市町村単位の特別支援連携協議会による支援体制整備 | 6 |
| 4 | 周りの幼児児童生徒と保護者への理解啓発の進め方 | 8 |

第Ⅱ章 幼稚園編

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 幼稚園における支援体制整備の進め方 | 10 |
| 2 | 支援の必要な幼児への気付きと実態把握，支援策検討の進め方 | 13 |
| 3 | 幼稚園における園内委員会とコーディネーターの活動例 | 16 |
| 4 | 特別支援学校の巡回相談による保育所への支援例 | 19 |

第Ⅲ章 小学校編

- | | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 学級経営と特別支援教育の推進 | 23 |
| 2 | 個別の指導計画作成における実態把握と支援策検討の進め方 | 26 |
| 3 | 通常の学級における支援体制・支援策検討の工夫例 | 29 |

第Ⅳ章 中学校編

- | | | |
|---|---------------------------|----|
| 1 | 中学校における組織的支援の推進 | 32 |
| 2 | 個別の教育支援計画に基づく関係機関との連携の進め方 | 35 |
| 3 | 情報の共有と一貫した指導・支援のための工夫例 | 38 |

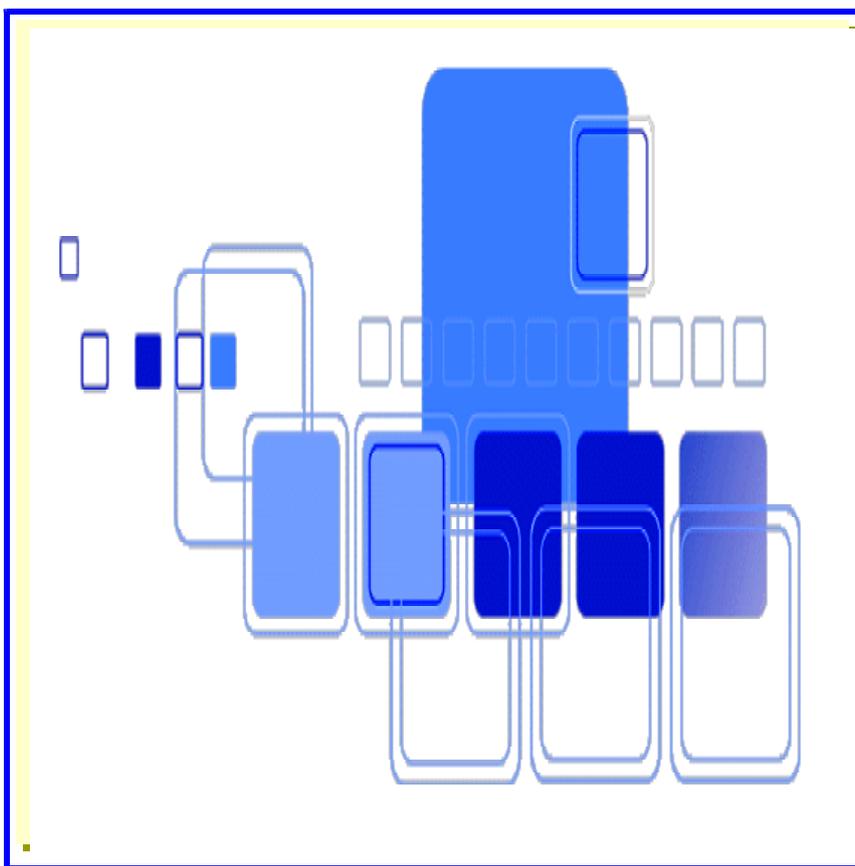
第Ⅴ章 高等学校編

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 高等学校における支援体制整備の進め方 | 41 |
| 2 | 支援の必要な生徒への気付きと実態把握，支援策検討の進め方 | 44 |
| 3 | 巡回相談の活用等による特別支援教育推進の取組例 | 47 |

第Ⅵ章 資料編

- | | | |
|---|--------------------------------------|----|
| 1 | LD，ADHD，高機能自閉症の定義・特徴，二次的障害の起因 | 50 |
| 2 | 文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」 | 52 |
| 3 | 平成19年度特別支援教育体制整備状況調査結果（公立学校） | 58 |
| 4 | LD・ADHDを対象とする通級による指導 | 60 |
| 5 | 特別支援教育に関する保護者への啓発資料（かごしまの教育No. 53より） | 65 |

第 I 章 共通理論編



1 幼稚園から高等学校までの特別支援教育体制整備の考え方

1 すべての学校における特別支援教育実施の重要性の認識

障害のある子どもの教育をめぐることは、近年のノーマライゼーションの進展や障害の重度・重複化、多様化及び複雑化など、様々な状況の変化が見られます。また、文部科学省が平成14年に実施した全国実態調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒のうち、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等の発達障害（第Ⅵ章1を参照）により、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている児童生徒が、6.3%の割合で在籍している可能性が示され、これらの児童生徒に対する適切な指導及び支援は、学校教育における喫緊の課題になりました。

これまで、障害のある児童生徒への教育は、「特殊教育」という形で、盲・聾・養護学校（現特別支援学校）や小・中学校の特殊学級（現特別支援学級）・通級指導教室などの特別な場で実施されてきました。しかし、これからは、小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある児童生徒を含めて、「特別支援教育」という形で一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、それに対応する教育を進める必要があります。特別支援教育は、以下のように定義付けられます。

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

さらに、平成19年4月1日付けで施行された改正学校教育法では、以下のように、小・中学校だけでなく、幼稚園及び高等学校においても特別支援教育を実施する旨が明確に規定されました。

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号（特別支援学級を置くことができる規定：省略）のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

このように、この特別支援教育は小・中学校段階だけでなく、幼稚園及び高等学校段階においてもその充実を図ることが求められています。それは、発達障害等により特別な支援が必要な幼児児童生徒が小・中学校だけでなく、幼稚園や高等学校にも在籍すると考えられ、それぞれの発達段階に応じた適切な支援が求められること。さらに、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の各学校段階ごとに支援の内容や方法が違うことは、特別な支援が必要な幼児児童生徒の将来の自立や社会参加を図る上で大きな障害要因になり、学校段階間での一貫した継続的な支援が不可欠と言えるからです。幼稚園から高等学校までの特別支援教育体制を整備することは、上述のような特別支援教育実施の重要

性をすべての学校において認識することから始まります。

2 各学校段階における特別支援教育体制の具体的取組の推進

(1) 特別支援教育体制整備の内容

幼稚園から高等学校までの特別支援教育体制の整備を図るために、次に大切なことは、各学校において、校内支援体制整備のための具体的取組を確実に進めることです。このことに関して、改正学校教育法が施行されたことを受け、同日付けで「特別支援教育の推進について」という文部科学省初等中等教育局長通知が出されました（第VI章2参照）。この通知において、特別支援教育を推進するために幼稚園から高等学校までの各学校で取り組むべき体制整備の内容として、以下の事項を示しています。

- ア 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- イ 実態把握
- ウ 特別支援教育コーディネーターの指名
- エ 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- オ 「個別の指導計画」の作成
- カ 教員の専門性の向上

これからは、学校種を問わず、すべての学校でア～カの取組を進めることとなります。このことは、小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒だけでなく、「教育上特別の支援を必要とする」全幼児児童生徒を対象に、「障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う」体制をつくることを意味しています。

(2) 本県における特別支援教育体制の整備状況

本県においては、上述の各学校で取り組むべき体制整備の内容ア～カについて、平成15年度以降、文部科学省が全都道府県を対象に委嘱した「特別支援教育推進体制モデル事業」及び「特別支援教育体制推進事業」の中で取組を進めてきました。下表がその経過を示したものです。

年度	事業名	推進協力校(地域)				
		幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成15年度	特別支援教育推進体制モデル事業(1年目)		6校 (旧鹿児島市公立)	2校 (旧鹿児島市公立)		
16年度	特別支援教育推進体制モデル事業(2年目)		58校 (旧鹿児島市公立)	32校 (旧鹿児島市公立)		
17年度	特別支援教育体制推進事業(1年目)		268校 (7地域公立)	110校 (7地域公立)		15校 (県下全域)
18年度	特別支援教育体制推進事業(2年目)	8園 (推進協力私立園)	584校 (県下全域公立)	263校 (県下全域公立)	15校 (推進協力県立校)	15校 (県下全域)
19年度	特別支援教育体制推進事業(3年目)	247園 (県下全域・私立)	581校 (県下全域公立)	263校 (県下全域公立)	82校 (県下全域公立)	15校 (県下全域)

このように、本県においても特別支援教育体制推進事業を通して、特別な支援が必要な幼児児童生徒への幼稚園から高等学校までの支援体制の一応の形は整ってきまし

た。しかし、学校種によって取組開始年度が違うことから、その取組状況に以下のような課題があり、その解決を図っていくことが求められます。

(平成19年11月文部科学省による特別支援教育体制整備状況調査結果から 過去のデータと比較した本年度の調査結果は第VI章3を参照)

幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に比べ、体制整備に関する事項の実施状況に着実な向上を確認できる。今後、園間の差を解消できるよう、全園についてシステム上の体制整備を進めながら、個別の指導計画等の作成につなげていくことが課題になる。 幼稚園の場合、生活年齢が低いことから発達障害が疑われるケースなのか否かの見極めが他学校種に比べ難しい面があるが、早期発見は担任の気付きにかかっており、その面での啓発が重要である。
小・中学校	<ul style="list-style-type: none"> 各項目で数値上の向上が見られ、システム面での整備は着実に確立してきている。ただし、それらがどれくらい機能化しているかについては、当該児童生徒の在籍している通常の学級での個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成状況に表れており、依然として学校間で差があることが分かる。 今後、巡回相談等を通して、そのノウハウを全職員で共有しながら、特別支援学級だけでなく通常の学級においても、当該児童生徒のニーズにこたえるツールとして、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成を進めていくことが課題である。
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 職員の研修を充実し、コーディネーターだけでなく、全職員で特別支援教育推進に当たる体制を確立しながら、特別な支援が必要な生徒の実態把握をすることが重要になる。 高等学校については、青年期ならではの二次障害の問題が顕在化する時期である。対象生徒は在籍していないという解釈の学校も多いが、例えば、不登校や対人関係上の問題の背景に発達障害が疑われるケースはないかといった観点から、実態把握を進めることは必須である。そのきっかけとしての校内研修の実施を積極的に進めていく必要がある。

このように、小・中学校においては、今後、特別な支援を必要とする児童生徒への的確な指導・支援が行えるよう個別の指導計画の作成や個別の教育支援計画の策定を進めることが中心的な取組になります。また幼稚園及び高等学校については、これまで小・中学校で取り組まれたのと同様に、校内研修等を実施し、発達障害への理解を深めながら全校的な支援体制を構築することが中心的な取組になります。

幼稚園から高等学校までの特別支援教育体制の整備を図るためには、各学校が、自校の実態に応じて課題解決を図り、どの学校段階においても、特別な支援が必要な幼児児童生徒のニーズに応じられる校内体制をつくることが中心的な取組になります。

3 各学校段階間の特別支援教育の取組の継続

幼稚園から高等学校までの特別支援教育体制を整備するための三番目のポイントが、**各学校段階での取組をつなぎ、幼児期から学校卒業後まで一貫した適切な支援を継続する**ということです。この取組を可能にするのが、次編及び第IV章2に述べる個別の教育支援計画の策定になります。個別の教育支援計画を活用し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が、どこの学校に在籍・進学しても、そのニーズに応じる支援が継続し、安心して学校生活を送ることができるということは、極めて重要な意味をもっています。今後は、各学校段階での体制整備促進だけでなく、それぞれの取組をつなぐ・連携するという視点が大切になります。

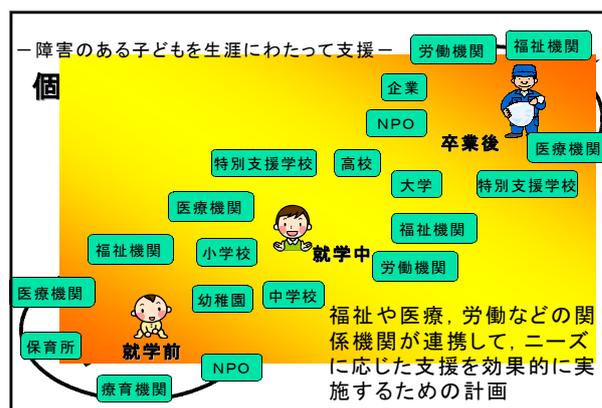
2 個別の教育支援計画の策定・活用による一貫した支援の促進

1 個別の教育支援計画策定の意義

発達障害を含む障害のある人が地域で生き、自立し社会参加していくためには、多くの関係者・機関による一貫した支援が必要になります。障害のある幼児児童生徒についても、乳児期、学齢期、就労期などのライフステージごとに、様々な機関からの多様な支援が必要になりますが、例えば、就学を迎えるに当たり、それまで受けていた支援の内容や方法の情報が小学校に引き継がれず、支援が継続しないということは望ましいことではありません。また、学齢期に教育サイドの視点のみで当該児童生徒の支援策を考え、実践することも真にニーズに即した支援とは言えません。

これからの特別支援教育では、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、適切に対応していくという考えに立ち、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育的支援を行うことが求められます。また、的確な支援のためには、教育のみならず、福祉、医療、労働などの様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠になります。

「個別の教育支援計画」は、図にも示すように、生涯にわたる長期的視点と関係機関との連携の視点に立った的確な支援を実現するためのツール（道具）であり、障害者基本計画で提言されている「個別の支援計画」について、ほぼ幼稚園段階から高等学校卒業段階までをカバーすることになります。（特別支援教育の手引1及び2を参照）



2 個別の教育支援計画の内容

障害のある幼児児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために必要になる支援内容・方法等を具体的に記載します。その際、就学前から学校卒業後までを見通した長期的な展望をもち、本人を取り巻く様々な分野からの視点で記載します。個別の教育支援計画の記載内容には、一般的に以下のような内容があります。

(1) 幼児児童生徒一人一人のニーズ（現在・将来についての希望・願い）

幼児児童生徒が生活する中で、障害があるために遭遇する生活上の制約や困難を改善・克服し豊かな生活が送れるようにするために、教育、福祉、医療など様々な分野から見た必要な事柄です。

(2) 支援の目標

幼児児童生徒一人一人の実態とニーズを踏まえた上で、的確な支援を実施するための目標です。保護者の意見を十分に伝え、関係者・機関とよく話し合って設定します。

(3) 支援の内容

支援の目標を達成するために、当該幼児児童生徒に直接かかわる関係者・機関が、

どのような支援が必要であり、また可能であるかを具体的に記述します。

(4) 支援を実施する人・機関

上述の支援内容に対応して、支援を行う者・機関を明示します。それぞれが責任をもって支援する上で大切な記述です。

(5) 支援の評価・引継ぎ事項

実施した支援に関する評価結果とそれを踏まえた改善策，次学年や進学先に引き継ぐべき事項などを記入します。

3 個別の教育支援計画の様式例（実態把握に関する事項は省略）と記入のポイント

※ 最低限盛り込みたい様式例であり，各地域・学校等で実態に合った工夫・開発が必要です。

氏名			保護者名・住所		
在籍校	学校（園）		年	作成者	
作成日	平成	年	月	日	修正日（ . . ）（ . . ）（ . . ）

幼児児童生徒のニーズ	本人：	<p>※ 本人及び保護者の現在・将来についての希望や願いを記入します。訴え，つぶやき等の段階のものも含めて丁寧に聞き取り，そのまま記入します。</p>
	保護者：	
支援の目標	<p>※ 支援目標は関係する支援者が協議して設定します。本人や保護者の率直な思いを受け止めて支援目標の形で表現しますが，ニーズを実現していくために必要な事柄を包括する大きなくくり方でかまいません。</p>	
支援の内容	学校	<p>※ 支援目標を達成していくために，学校，家庭，関係機関が取り組むべき具体的な支援内容や活動内容を記入します。</p> <p>※ 学校の支援内容については，適切な指導及び必要な支援の内容と指導者の役割分担を主に記入します。</p> <p>※ 教育，医療，福祉，労働等の関係機関の支援内容を必ずしも最初から設定する必要はなく，スタート時は学校と家庭だけの取組でも構いません。学校と家庭の取組を進めていく中で，専門的な視点からの支援の必要性やそれを行う機関が明らかになり，拡大されていきます。</p>
	家庭	
	関係機関	
支援の評価	<p>※ 支援の評価では，引き続き実施すべき支援内容や今後ステップアップすべき支援内容などを明らかにします。その際，支援内容を積極的に改善するスタンスが大切です。</p>	
引継ぎ事項	<p>※ 的確な支援が継続するよう，責任をもって引き継ぎます。</p>	

3 市町村単位の特別支援連携協議会による支援体制整備

1 特別支援連携協議会の設置

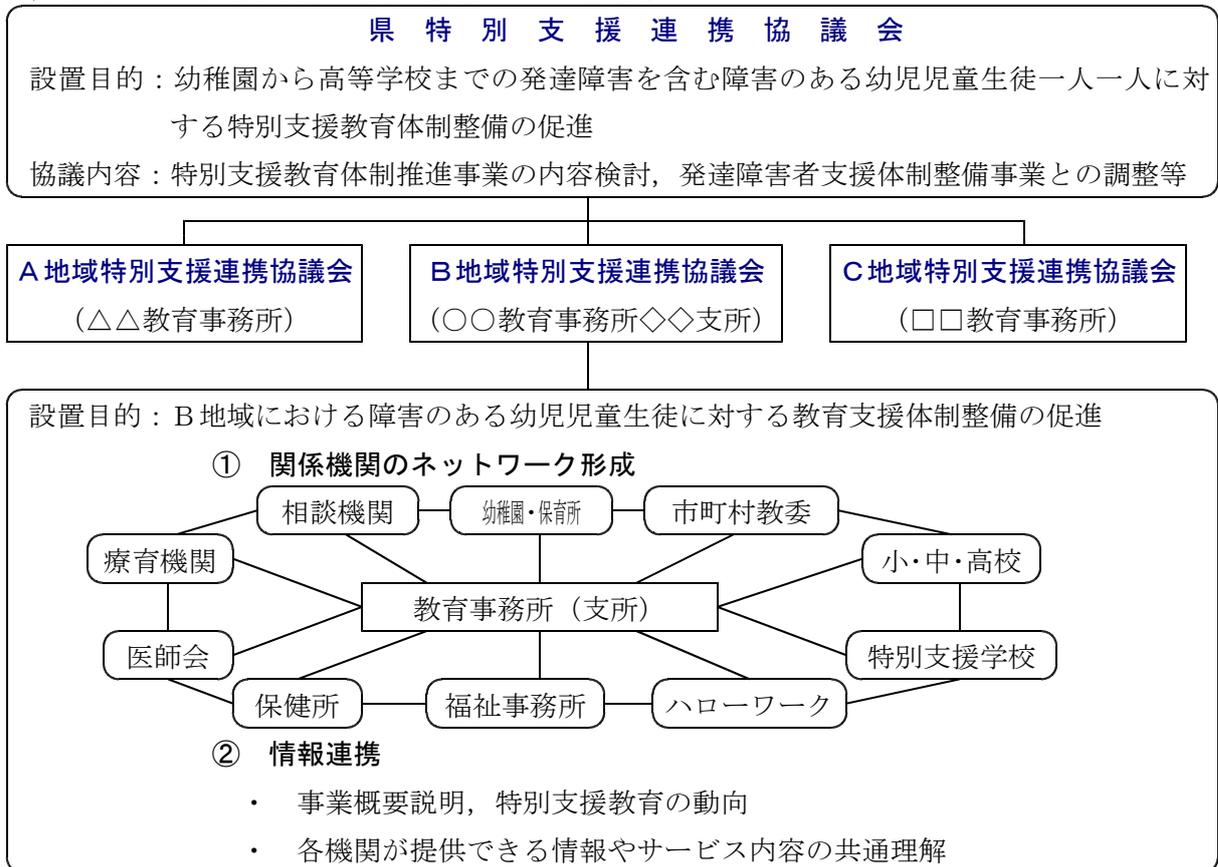
(1) 特別支援連携協議会とは

特別支援連携協議会とは、都道府県レベルあるいは広域の地域レベルにおいて、障害のある幼児児童生徒の指導・支援にかかわる教育、福祉、医療、労働等の関係部局の連携協力を円滑にするためのネットワークです。この協議会は、教育委員会、保健福祉部局、衛生部局、労働部局及び大学やNPO等の関係者で構成される組織です。

各関係行政部局やNPO等の関係者が、それぞれの専門的な支援内容等の情報を共有することにより、障害のある子どもの多様なニーズにこたえ、総合的な支援を行うことができます。

(2) 本県における特別支援連携協議会の取組状況

現在、本県では、県及び各教育事務所（支所）に特別支援連携協議会を設置しており、以下のような内容の取組を行っています。



2 市町村単位の特別支援連携協議会の設置による支援体制整備

地域特別支援連携協議会の実施により、発達障害を含め、障害のある幼児児童生徒への支援を、地域において教育サイドだけでなく、福祉や医療、労働等の機関が協働して進めていくことの必要性が認識され、そのためのネットワークもできてきました。

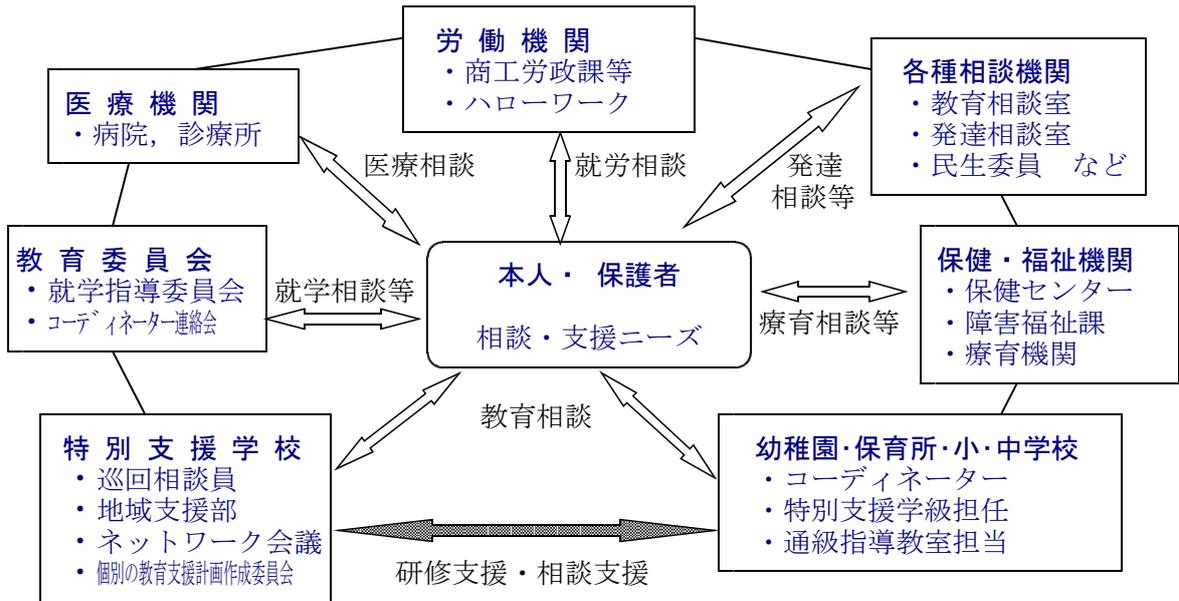
しかし、地域連携協議会はその性格上、各機関等の代表者から構成されており、また、

圏域が非常に広いものです。そのため、この協議会において、特に連携を必要とする具体的事例について、生涯にわたる具体的な支援策等を検討することには限界があります。

そこで、県教育委員会では現在、以下のような市町村単位の特別支援連携協議会を設置し、各自治体を単位にした実務担当者レベルのネットワーク構築と総合的な相談体制・支援体制を確立することをめざしています。

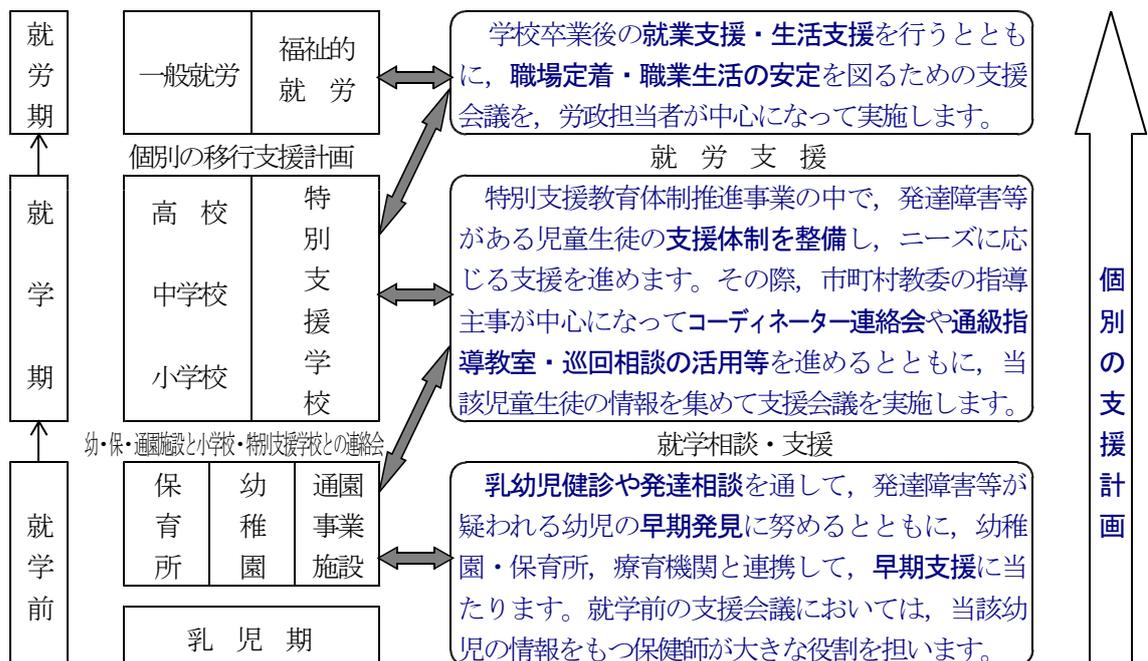
(1) 教育・福祉・保健・医療・就労等の横の連携によるサービスの提供

図に示すような、障害のある幼児児童生徒にかかわる相談支援ネットワークを構築し、それぞれの機関等の立場からのサービスにより、本人や保護者の相談・支援ニーズにこたえられる体制をつくります。



(2) 個別の支援計画の策定・実施による縦の連携によるサービスの提供

障害のある幼児児童生徒それぞれのライフステージにおいて、軸になる取組・施策を上述のネットワークを基に推進するとともに、当該幼児児童生徒の関係機関を調整しながら支援会議を開き、具体的な支援策を検討します。



4 周りの幼児児童生徒と保護者への理解啓発の進め方

1 周りの幼児児童生徒への理解啓発

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒が、通常の学級や特別支援学級において必要な支援を受けて学校（園）生活を送っていくためには、周囲の幼児児童生徒の理解が不可欠です。一人一人の行動の仕方や学び方が違うこと、支援を必要とする友達がいることなどを取り上げながら、幼児児童生徒の発達段階を踏まえて、理解を図ることが大切です。以下、その理解を図る際にポイントになることについて述べます。

(1) どの子どものニーズにもこたえられる学級づくり・集団づくり

特別な支援が必要な幼児児童生徒が在籍する集団において、そのニーズに応じる個別的な支援をしようとする時、周りの幼児児童生徒から、「どうして、〇〇さんだけ？」という純粋な質問を受けることがあります。この質問の背景には、「〇〇さんだけでなく、自分にも同じようにしてほしい」という願いがあることが多いようです。

発達障害等の幼児児童生徒のことについて周りの理解を図るためには、**他の幼児児童生徒のニーズにもしっかりとこたえられる学級経営・集団づくりを進める**ことが基本になります。

「先生は、〇〇さんだけでなく、自分のニーズにもしっかりとこたえてくれる」と周りの幼児児童生徒が実感できて初めて、当該幼児児童生徒への特別な支援を自分の支援の延長線上に感じることが出来ます。もし、自分への支援に物足りなさを感じていたら、〇〇さんへの支援がまったく特異的なものになってしまい、「特別な支援が必要な子ども＝特別な存在」につながりかねないことに気を付けたいものです。

(2) 当該幼児児童生徒の肯定的評価の還元

幼稚園や小学校低学年段階で、「〇〇さんは、なぜこれが一人でできないの？」や「〇〇さんは、なぜ人の嫌がることするの？」といった質問を受けることもあります。例えば、最初の質問に対しては、人にはそれぞれ得手・不得手があり、不得手な部分は何らか周りの大人や友達から支援を受けていること、また二番目の質問に対しては、当該幼児児童生徒が、わざと嫌がることをしているわけではなく、自分の思いをうまく伝えることが苦手なのだということをまず伝えることが大切です。

その上で、当該幼児児童生徒が、少しでもうまくやれるように**その子なりに一生懸命頑張っていること**、以前に比べてこんなことができるようになったということを紹介し、当該幼児児童生徒は掛けがえのない自分たちの仲間であり、**その頑張りをもみんな**で応援するという風土をつくりたいものです。

(3) 教師自身による期待する支援モデルの実践

友達を大切にすることや助け合うこと、当該幼児児童生徒にはこのように接してほしいと思う姿を、**まず教師自らが実践して手本になる**ことがとても大切です。周りの幼児児童生徒は、教師のそのような後ろ姿を見て、「〇〇さんがうまくできないときは、こんな援助をすればいいんだ」ということを学びます。また同時に、当該幼児児童生徒が困っている状況や周りに助けてもらうことのありがたさを、自分の場合に置

き換えて共感することができます。

「障害」について周りの幼児児童生徒にどのように説明するかということがよく話題になりますが、当該幼児児童生徒自身がどのようなことに困っており、どのような支援でその子がうまくできるようになるのかを具体的に知らせることが、障害理解の基盤になります。

2 保護者への理解啓発

特別な支援が必要な幼児児童生徒に早期に気付き、そのニーズに合う適切な支援を早い段階で実施するためには、保護者への理解啓発が欠かせません。「特別支援教育だより」等を発行して保護者の理解啓発に努めている学校もだいぶ増えてきましたが、特別支援学級未設置校などでの取組は、今後更に推進する必要があります。

ここでは、特別支援教育や発達障害について、講演会や紙媒体で保護者の理解を進める際の手順・ポイントについて述べます（具体例については、第VI章5を参照）。

(1) 子どもの学習や生活上の困難への気付きを促進する。

発達障害に見られる学習や行動における困難やつまずきの例を挙げながら、それらがしつけの問題や本人の努力不足が直接の原因ではないことを知らせます。また、それらの幼児児童生徒が、うまくできない経験の積み重ねにより自己評価を下げているケースが多いこと、二次障害を防ぐ観点から、周りの大人の早い気付き、早期からの適切な支援が極めて大切なことを情報提供します。

(2) 子どものニーズに合う適切な支援例を提供する。

(1)で述べた学習や行動上の困難やつまずきに対して、つい叱ることやうまくできるまで練習させることの危険性、逆に、こんな工夫や支援をするだけで、子どもたちは失敗経験を積むことなく成功体験を積めるという例を提供します。

その際、学校で実践している具体例や家庭でも簡単にできそうな事柄を例示しながら、子どもを変えようという発想でなく、周りの大人がまず変わることの大切さを知らせます。

(3) 特別支援教育推進に係る学校の取組状況を提供する。

(2)で述べた子どものニーズに合う適切な支援は、学校と家庭が連携して、また必要に応じて専門家や関係機関の支援を受けながら進めることが大事であることを知らせます。そのために、学校では現在、コーディネーターを中心にして、担任だけでなく全職員で子どもや保護者を支援する体制をつくっていること、巡回相談の活用等により支援策の積極的改善を図っていることを情報提供します。

(4) 保護者の不安や悩みの教育相談を促す。

学校は、子どもの学習や行動面におけるつまずきや困難について、保護者のどのような不安や悩みにも相談対応が可能であり、学校と家庭が一体となって適切な支援を進めるというスタンスを伝えます。また、個別の指導計画の作成や特別な場での個別指導の必要性などについても相談できることを知らせます。

学校便りなどの紙媒体で上述のような情報を提供する場合、紙上の末尾に、教育相談申込の欄を付け、保護者が即座に希望しやすくすることも有効です。

